主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人高野裕士、同角田嘉宏の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠及びその説示に照らし、 正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。 論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は原判決を 正解しないでその不当をいうものにすぎず、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

朗	治	村	中	裁判長裁判官
光	重	藤	団	裁判官
亨		山	本	裁判官
孝	正		谷	裁判官